

京 都 大 学 大 学 院 医 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻</p> <p>2 前項の専攻は、博士課程とする。ただし、社会健康医学系専攻の前期2年の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。</p> <p>2 <u>通則第53条の6第1項の規定により専門職学位課程の学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、26単位とする。ただし、第1条の2第1項の規定により標準修業年限を1年とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 前2項の学修に関する事項は、学事要項を作成して、学生に周知させるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 <u>人間健康科学系専攻</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。</p> <p>2 <u>前項の学修に関する事項は、学事要項を作成して、学生に周知させるものとする。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>